

令和4年度障がい者雇用促進事業業務委託仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う障がい者雇用促進事業の業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

原油価格の上昇等による物価の上昇が続く中、特に大きな影響を受けることとなる障がい者の雇用を推進する必要がある。

そのような中で、さらなる物価の上昇により採用マインドの冷え込みが特に大きくなると見込まれる中小企業に対して、広く周知を行うことで、障がい者の安定的な雇用につなげる。

2 業務名

令和4年度障がい者雇用促進事業業務委託

3 委託期間

委託契約の締結日から令和5年3月31日までとする。

4 契約書（案）

別添のとおり

5 事業内容

- (1) 国や県による障がい者雇用に対する各支援制度があることの周知
- (2) 「障がい者雇用フォーラム」の周知

ア ポータルサイトの制作・運営

障がい者雇用に関する県や国の各支援制度（参考：別紙1）の認知を最大化し、企業に対して、障がい者雇用の進め方、イベント情報等、障がい者雇用に関する情報を一元的にまとめた以下の要件を満たすポータルサイトを9月1日までに制作する。

- (ア) スマートフォン/パソコン両対応
- (イ) 各関連団体のリンクを掲載
- (ウ) 各市町村の担当者や関連団体の担当者により、一部情報更新できる仕様
- (エ) 支援施策事業ごとに概要・メリット・詳細要件等について記載
- (オ) 各企業の課題・ニーズに対して直接アクセス可能な項目を明記するほか、具体的にどの支援施策が利用できるか、チャート式で選択し支援施策事業のページへアクセス可能にする

イ チラシ・ポスターの制作

ポータルサイトへの周知・誘導につなげるため、企業向けチラシ・ポスターを4色フルカラーで制作する。サイズ・部数等規格については協議の上決定すること。

ウ 広報の実施

特に「障害者雇用支援月間」である9月に重点的に、障がい者雇用に関する県や国の各支援制度の周知と本事業で制作したHPへの誘導につながる広告案を企画し、広告媒体（新聞広告、SNS広告など）に本事業の広告等を掲載する。

広告はHPへの流動を最大化できる広告媒体の選択を行う。

必要があれば企業へ訪問しチラシを基に説明を行う等、媒体によらない広報も実施する。

また、広告のターゲットは県内企業であり、障がい者雇用促進を図ることを目的とする。想定する広報媒体等は以下のとおり。（以下は例示であり、その全ての実施を求めるものではありません）

(ア) 新聞広告

(イ) Web 広告（バナー広告、SNS ターゲティング広告、ウェブ検索連動型広告、ウェブ連動型雑誌媒体によるタイアップ等）

6 県への報告

(1) 業務実施報告書

受託者は次の事項について、業務実施報告書（様式任意）を概ね1か月ごとに県に報告すること。なお、これとは別に実施状況に関する報告を求める場合があるのでその都度報告すること。

（報告内容）

- ・ポータルサイトの管理運営状況（アクセス等）
- ・広報実績
- ・その他業務の実績

(2) 事業実績報告書

委託業務完了後に提出する事業実績報告書（様式任意）には、5のアからウに掲げる事業の実績を記載すること。

なお、上記とは別に実績に関する報告を求める場合があるので、指示に従うこと。

7 事業実施にあたっての留意事項

(1) 事業の実施方法に係る県との協議について

5に掲げる事業の実施方法については、県と協議の上、決定するものとする。

(2) 制作物について

ア 制作物が他の著作権、肖像権を侵害するものではないこと。

イ 本事業に関する著作権は、原則としてすべて長野県に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑問が生じたときは、長野県産業労働部労働雇用課に協議しなければならない。